

広報活動にまつわる法務課題の基本と応用

● 日 時 ● 2015年 2月 18日(水) 13:00~17:00

● 会 場 ● 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

● 講 師 ● 弁護士法人 畑中鐵丸法律事務所 代表社員
一般社団法人ニューメディアリスク協会理事

畑中 鐵丸 氏

【略歴】 弁護士・ニューヨーク州弁護士。

東京大学法学部在学中に司法試験と国家公務員試験(I種)に合格。同大学卒業後、新日本製鐵株式会社勤務、ペンシルヴァニア大学ロースクール(法学修士課程)卒、Kirkland&Ellis法律事務所(米国)などを経て、現在、弁護士法人畑中鐵丸法律事務所代表を務める。100社を超える企業の顧問弁護士を務めるほか、農林水産省法律顧問(2010年-2014年)、日本弁護士連合会サービサー委員会委員長、一般社団法人ニューメディアリスク協会理事等も務める。著書は、「企業法務バイブル」シリーズ(弘文堂刊)、のほか、「法律オンチが会社を滅ぼす」(東洋経済新報刊)、「こんな法務じゃ会社がつぶれる」(第一法規刊)等。



◆ 開催にあたって

広報活動では、新聞記事・写真など第三者の著作物利用や、企業のレピュテーションを維持・向上させるためのネット対策など、法律を意識する場面が少なくありません。様々なステークホルダーに企業活動を理解してもらい、更にサポーターとなってもらうためには、コンプライアンスが必要不可欠となります。

本講座では講師に弁護士の先生を迎え、広報活動における問題発見・解決フレームワークを詳解いたします。その上で、皆様が日頃お悩みの実務課題について、その法的留意点をQ&A形式でわかりやすく解説いたします。社内広報や、メディア・リレーションズ、ウェブでの広報活動、更には危機発生時のマスコミ対応まで様々なシーンでの問題を取り扱います。広報担当者・法務担当者など、関連する実務に携わる全ての皆様のご参加を是非お待ちしております。

《詳細は裏面をご覧ください》

■受講料：1名(税込・資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。以下の当会ホームページからもお申込み頂けます。(http://www.bri.or.jp)

後日(開催日7~10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。

*FAXご送付の際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

*会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願い致します。

*最低催行人数に満たなかった場合、開催中止とさせていただきますので、何卒ご了承ください。

■お申込・お問い合わせ先

一般社団法人企業研究会 担当：篠原

E-mail: shinohara@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3512 FAX: 03-5215-0951

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町31MTビル 2F

企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ (http://www.bri.or.jp) からもお申込み頂けます。

141706-0403(※)		2015.2.18	
申込書		広報活動にまつわる法務課題の基本と応用	
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
お名前	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
お名前	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

*講師とご同業、同職種の方は、ご参加いただけない場合がございます。予めご了承ください。

1. 広報活動において生じる実務課題Q & A

- Q 1 「会社が作った著作物の著作権は社員個人のものか、法人のものか」
- Q 2 「街中の風景や建物、またキャッチフレーズやロゴ等に著作権は発生するか」
- Q 3 「著作権者に連絡が取れない／著作権者不明の写真を使用する際、どのようなリスク、また対応策があるか」
- Q 4 「広報に写真を使用する場合、被写体の方の承諾が必要か。また、当初想定されていた用途以外で用いる場合、再度承諾をもらう必要はあるか」
- Q 5 「イベントでの写真撮影について気を付けるべきことは？」
- (例) ・イベントなどで撮影した写真で、お客様・ご来場者が写りこんだ写真は社内広報誌や対外向けの企業パンフレットに使えるか。
- ・イベントで著名人が来場した際の写真を使用する際の注意点はありますか。
- Q 6 「自社サイト、SNS、社内報等での著作権物使用・公開で気を付けるべきことは？」
- (例) 社員の写真を流す場合、本人にどのような条件の事前許可をとるべきか
- Q 7 「社内報等で、著名人の言葉を引用した社員の発言を掲載する際の注意点は？」
- Q 8 「どのような場合に謝罪広告を掲載しなければならないか？また自社サイト上の謝罪文はいつまで掲載すべきか」
- Q 9 「ネット上に悪評価を掲載された場合、何か対応策はあるか」
- Q 10 「ネット上の特定の書き込みに対し、プロバイダに削除依頼を行う、または直接担当者が投稿者にコンタクトをとることは可能か」
- Q 11 「社内報や社内イントラネット、社内プレゼン資料等での、新聞記事の引用は可能か。可能であれば、引用する際の注意点は？新聞社へ記事引用の許諾を取る必要は？」
- Q 12 「社内でのスキャンダルが、ネットで取り沙汰され、話題になっている。どうやら、スキャンダル自体は真実のようだが、どのように対応すべきか？」 …等、ほか多数

2. 広報活動における問題発見・解決フレームワーク

【フェーズ0】法律の本質、広報活動との関わり方

【フェーズ1】規制環境の把握

- ・各種規制及び規制ロジック
- ・著作権、肖像権、名誉権、プライバシー権について
- ・信用毀損、業務妨害、営業誹謗行為、不当表示について

【フェーズ2】戦略法務 ～法的知見の活用～

【フェーズ3】予防法務

- ・規制への対応（規制コンプライアンス）
- ・他者の権利侵害に関する予防（知的財産権、肖像権、プライバシー権）
- ・権利処理、契約に関する予防

【フェーズ4】有事対策

- ・敵意あるメディアへの対策
- ・風評被害対策
- ・ネット上でのトラブル
- ・権利、プライバシー侵害クレーム
- ・第三者委員会の活用

以上のほか、ご参加者の皆様が抱えられているお悩み、課題にお答えします

当日、講演もしくは質疑応答にて、畑中弁護士より、
法的に明快なスタンスを示した上で、わかりやすくご回答いただきます。
当日ご質問いただくか、事前に担当者（shinohara@bri.or.jp）まで質問内容をお送り下さい。